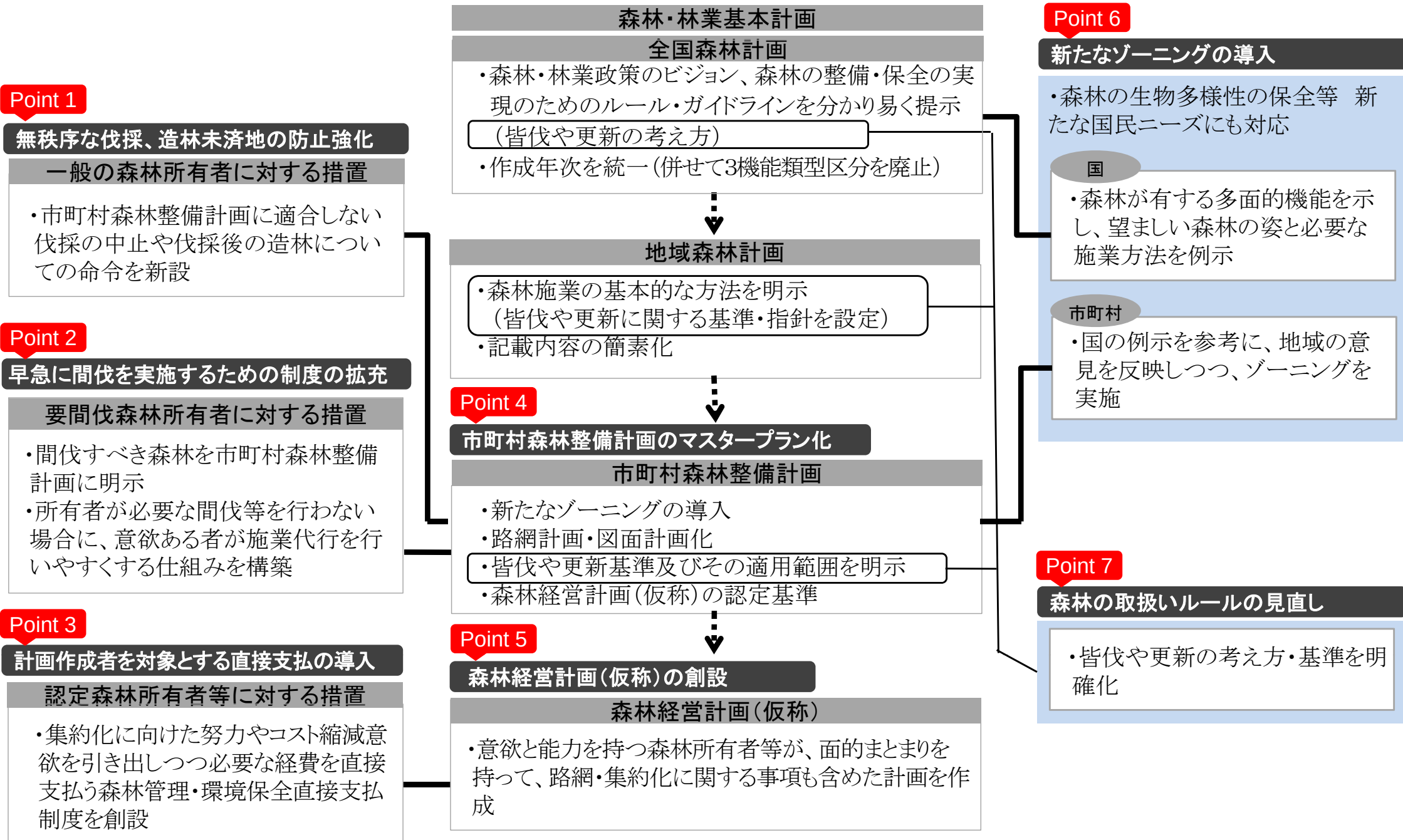


第8回森林・林業基本政策検討委員会 <参考資料>

I. 新たな森林計画制度の体系	1
II. 森林・林業基本計画と全国森林計画の一体的作成について	2
III. 皆伐や更新の考え方・基準のあり方について	
1. 伐採から更新までの流れと現行制度の課題	4
2. 造林未済地解消に向けた森林計画制度の見直し	5
IV. 要間伐森林制度の見直しについて	6
V. 森林管理・環境保全直接支払制度について	7
VI. 市町村森林整備計画関係	
1. 市町村森林整備計画のイメージ(図面のサンプル)	9
2. 地域主導の森林の区分制度の創設	11
3. 地域の関係者の協議・合意形成を図る取組	13
VII. 森林経営計画(仮称)関係	
1. 森林経営計画(仮称)について	14
2. 林業事業体への森林情報の提供について	20
VIII. 森林計画におけるレビューについて	25
IX. フォレスター制度について	26

I. 新たな森林計画制度の体系



Ⅱ．森林・林業基本計画と全国森林計画の一体的作成について

1. 一体的作成の方針

- ・森林・林業政策のビジョンと森林の整備・保全のためのルール等を提示。
- ・国民各層にわかりやすいものとなるよう両計画の構成・記述を見直し。

2. 具体的内容

① 基本的な考え方

- ・記述内容の整理・明確化、重複の排除
基本計画→森林・林業政策の「ビジョン」「講ずべき施策」
全森計画→森林の整備・保全のための「ルール」「ガイドライン」「計画量」

② 一体的作成のあり方

- ・個別に作成・閣議決定
- ・両計画を一体化した合冊本を作成・公表
- ・基本計画と全森計画の対応関係がわかるようインデックスを適宜添付

③ その他事項の整理

- ・数値単位：統一を検討
- ・計画時期：同一時期に策定
- ・計画量の年限：全国森林計画について5年間の数値を記載

森林・林業基本計画・全国森林計画の合冊本のイメージ

本編（主に基本計画＝ビジョン）

全国森林計画のうち、
目標等は本編に記述

- 第1 森林及び林業に関する施策に関する基本的な方針
- 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給に関する目標
 - 1. 森林の多面的機能の発揮に関する目標
 - I 森林の整備及び保全の目標その他基本的な事項
 - 2. 林産物の供給に関する目標
- 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
 - (1)多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な・効果的な整備【→別冊〇頁】
 - (2)国土の保全等の推進【→別冊〇頁】
 - (3)技術の開発・普及
 - (4)森林を支える山村の活性化【→別冊〇頁】
 - (5)国民参加の森林づくり【→別冊〇頁】
 - (6)国際的な協調・貢献
 - 2. 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
 - (1)望ましい林業構造の確立【→別冊〇頁】
 - (2)林業労働に関する施策【→別冊〇頁】
 - (3)林業生産組織活動の促進
 - (4)林業災害による損失の補てん
 - 3. 林産物の供給及び利用の確保に関する施策【→別冊〇頁】
 - (1)木材の安定供給体制の整備
 - (2)木材産業の競争力の強化
 - (3)消費者重視の新たな市場形成と拡大
 - (4)林産物の輸入に関する措置
 - 4. 国有林野の管理及び経営
 - 5. 団体の再編整備等に関する施策
- 第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

インデックスで本編と
資料編の対応を明示

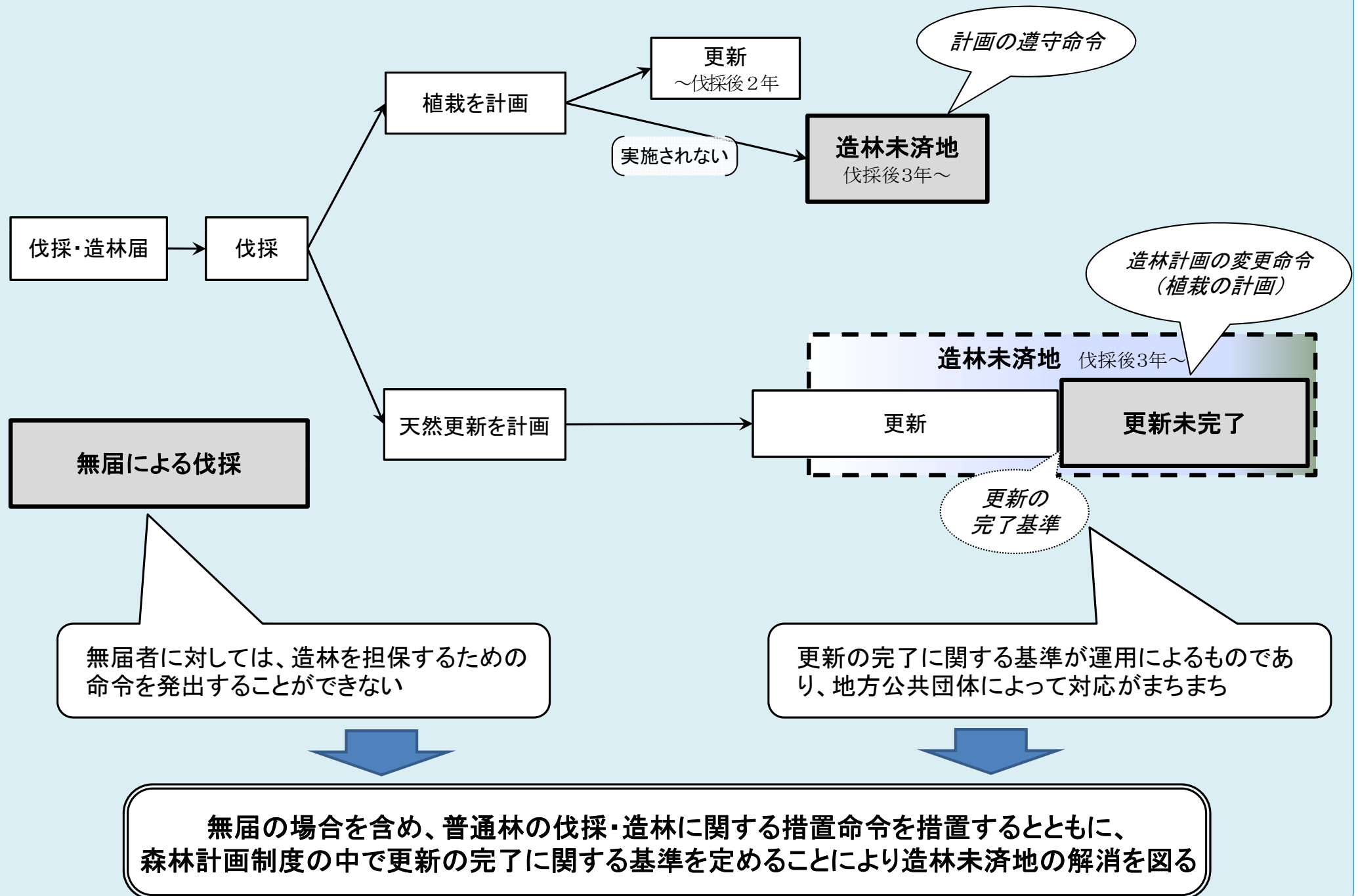
資料編（全森計画＝ルール等）

本編にあわせて
資料編の記載順序を統一

- II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項
- III 公益的機能別森林施業森林の整備に関する事項
- VI 森林の土地の保全に関する事項
- VII 保安施設に関する事項
- V 森林施業の合理化に関する事項(その他)
- VIII 森林の保健機能の増進に関する事項
- V 森林施業の合理化に関する事項(共同化・機械化)
- IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- V 森林施業の合理化に関する事項(林業に従事する者の育成確保)
- V 森林施業の合理化に関する事項(流通・加工体制の整備)

Ⅲ. 皆伐や更新の考え方・基準のあり方について

1. 伐採から更新までの流れと現行制度の課題



2. 造林未済地解消に向けた森林計画制度の見直し

現 行

全国森林計画

○「伐採跡地については、・・・早期に植栽。特に、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図る。」

地域森林計画

○伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画

○伐採跡地の更新すべき期間

森林施業計画

○水土保持林において皆伐上限を20haとする認定基準

更新完了の基準

○「天然更新完了基準作成の手引きについて」(平成19年4月計画課長通知)は、更新完了の判断をもっぱら地方公共団体に委ねているため地方公共団体によって対応がまちまち

造林未済地が多く発生

見直し案

全国森林計画

○「伐採跡地については、・・・早期植栽。特に、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図る。」

○国が伐採や更新の考え方・基準を示す方向

地域森林計画

○伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針

○森林施業の基本的な方法等を明示(更新に関する基準を明確化)

市町村森林整備計画

○伐採跡地の更新をすべき期間

○更新に関する基準の適用範囲を明示

対象を明確化＝
伐採後おおむね5年を
超えない期間内に更
新が図られない場合

無届の場合を含め、具体的な
造林未済地対策＝
植栽等を実施するよう措置
命令を発出

森林経営計画(仮称)

○森林経営計画(仮称)対象森林の全てにおいて皆伐上限を設定(例えば20ha以下)

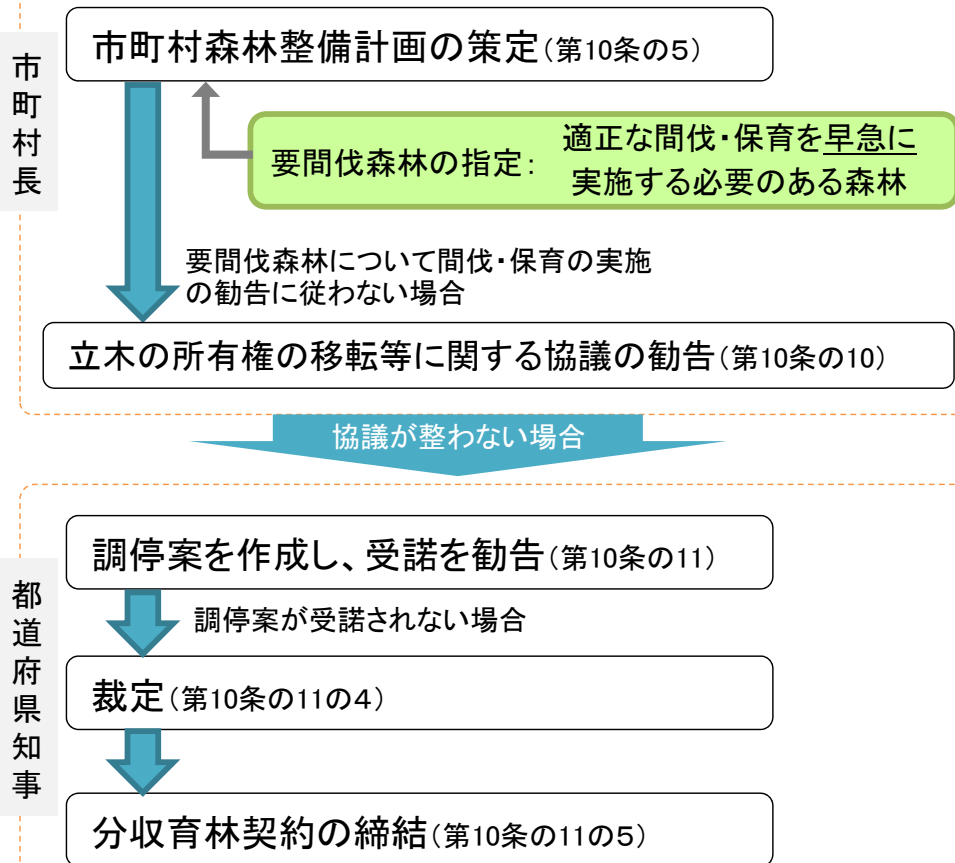
計画の認定基準とすること
で適切な伐採へ誘導

造林未済地の発生を防止

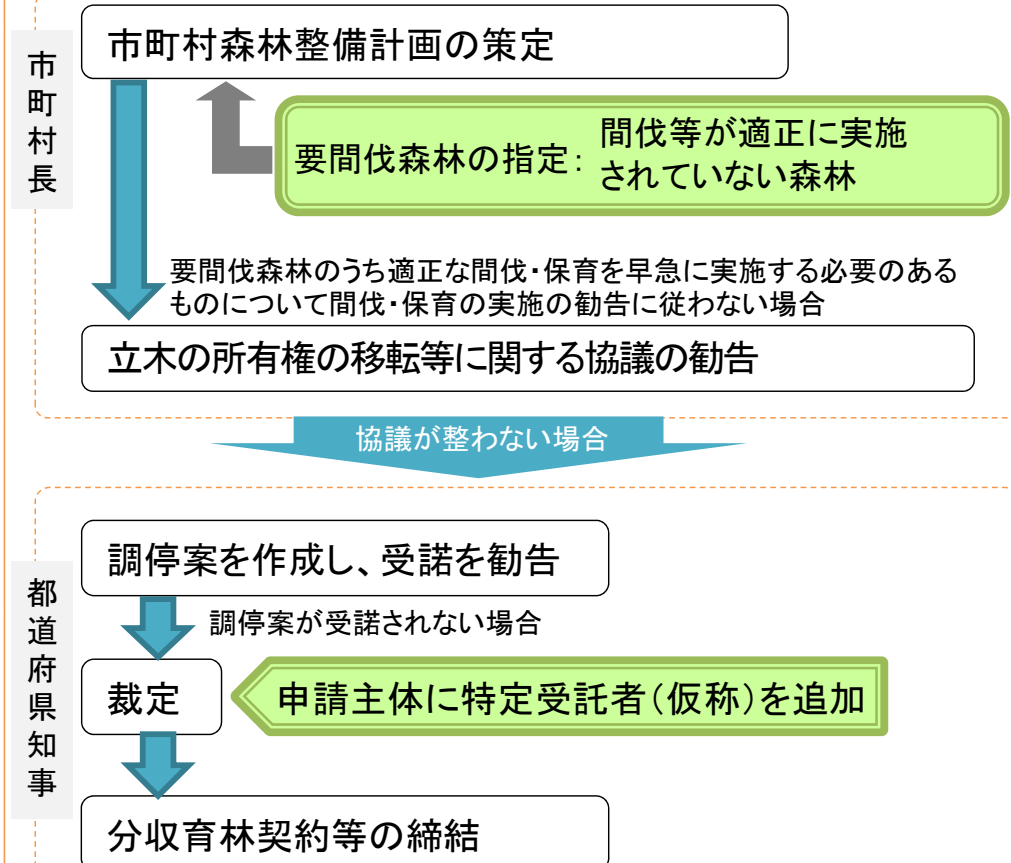
Ⅳ. 要間伐森林制度の見直しについて

改正の内容： 間伐等が適正に実施されていない森林を要間伐森林として指定するとともに、裁定制度を拡充し意欲ある者が施業を代行しやすくする仕組みを講じる

現行制度



改正後



間伐等の必要があるすべての森林における
代行を含めた確実な施業を担保

V. 森林管理・環境保全直接支払制度について

1. 森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進について

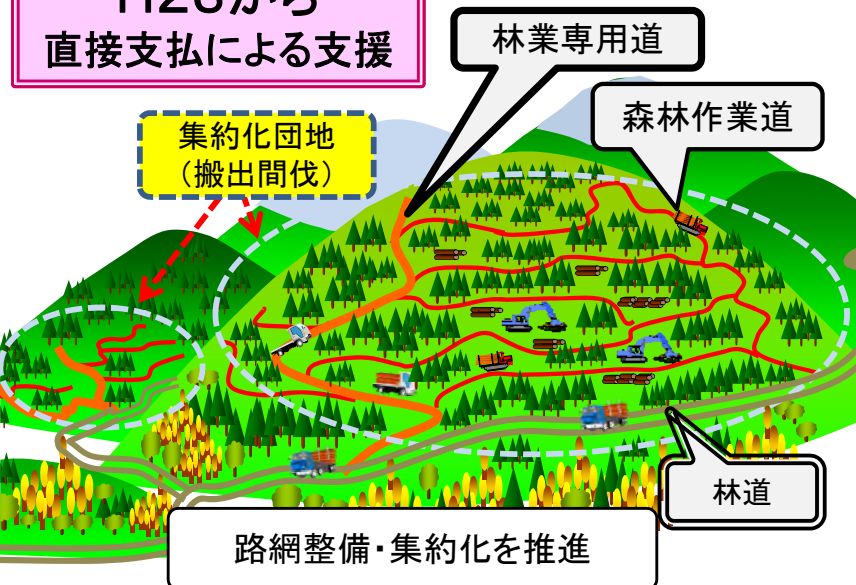
今まで



- ・ 路網整備が不十分なもとで個々の間伐に支援
- ↓
- ・ 伐捨間伐中心
- ↓
- ・ 単価が安く数量は確保できるが10年後(次回間伐)に同じことの繰り返し

改革

H23から
直接支払による支援



- ・ 路網整備・コスト縮減を進めつつ、集約化、搬出間伐に限定し、意欲と能力を持つ者に直接支援
- ・ フォレスター、森林施業プランナー、オペレーターの育成
- ↓
- ・ 当面、間伐全体の単価は上がるが集約化が定着

間伐材を利用したバイオマス等
川下産業の拡大

10年後

- ・ 集約化団地が設定され、路網整備が完了
- ・ 機械化の促進やオペレーター等の技能向上
- ↓
- ・ 10年後(次回間伐)には、搬出間伐のコストが低減し、間伐収入と相まって補助なしでも間伐が可能

木材自給率
50%の達成

2. 森林管理・環境保全直接支払制度の創設について

< 現 在 >

○ 森林の多面的機能の発揮を目的とし、個々の間伐実施に対し網羅的に支援



抜本的に改革

< 平成23年度～ >

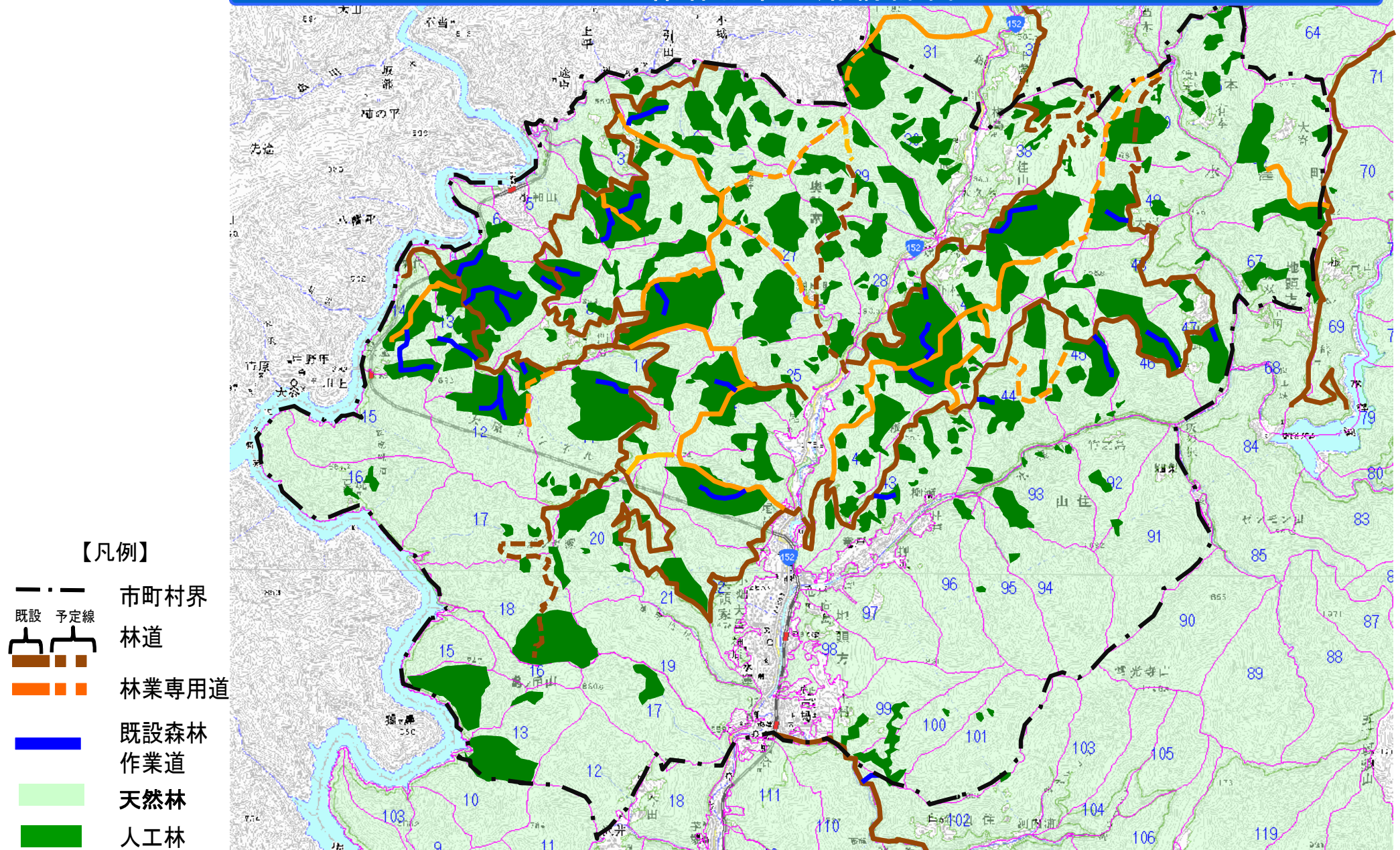
○ 効率的かつ効果的に森林整備が図られるよう、意欲と能力を有し、かつ面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施する者に対し支援

抜本改革の具体的方向

～意欲と能力を持つ者に直接支援～

- ポイント① 集約化し計画的な施業を行う者を支援
- ポイント② 間伐等への支援はゼロベースで見直し、搬出間伐への支援に限定
- ポイント③ 補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式の徹底
- ポイント④ 国が作業種ごとの標準工程を定め単価を透明化
- ポイント⑤ 集約化に必要な境界明確化等の活動を支援する事業と連携

森林配置・路網計画

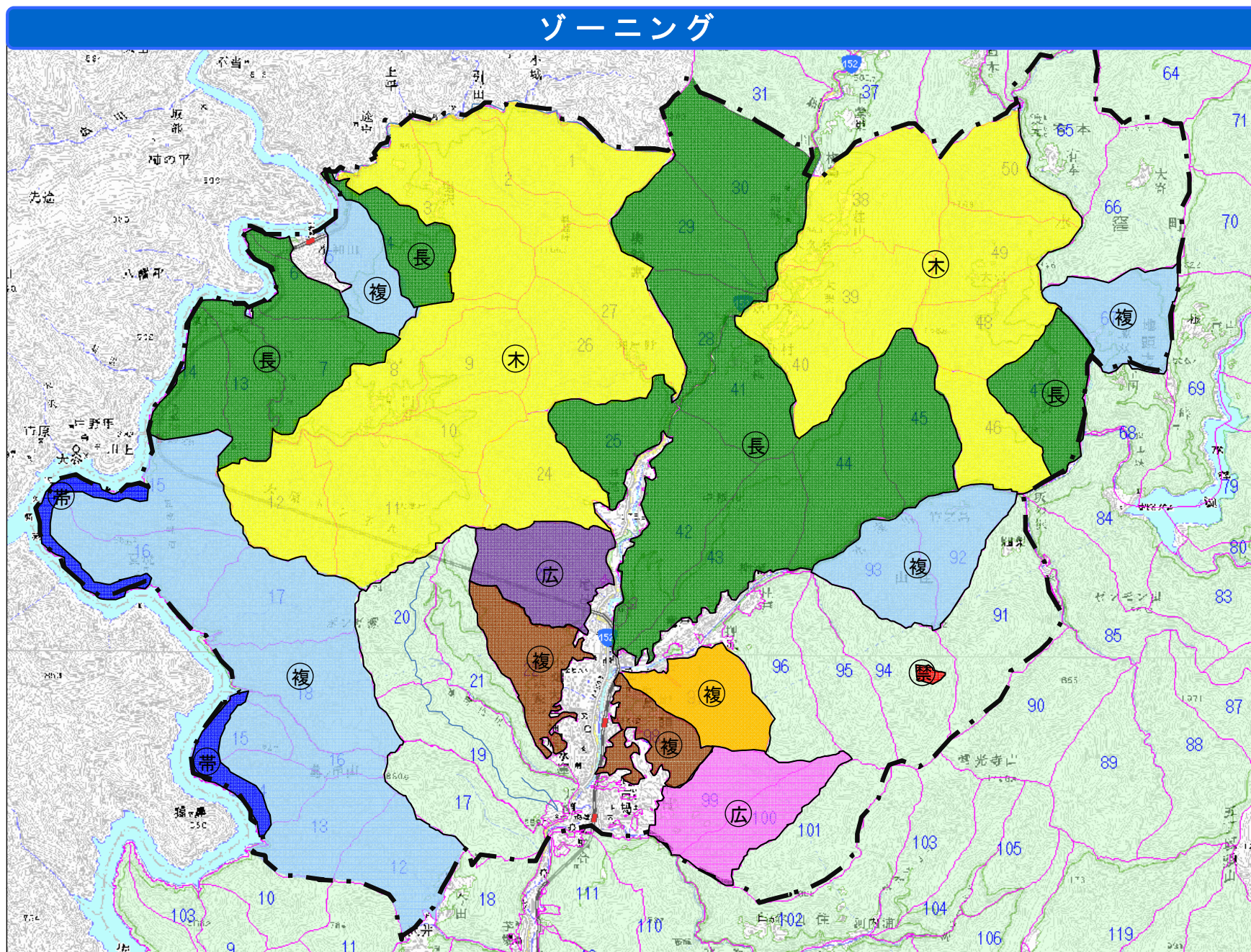


市町村森林整備計画の図示化のイメージ

【凡例】	施業方法
水源の森林ゾーン (水源かん養)	(複)
災害防止ゾーン (山地災害防止)	(複)
木材生産ゾーン (物質生産機能)	(路)
水源の森林・木材 生産重複ゾーン	(長)
レクリエーションの 森林ゾーン (保健・レク)	(広)
文化の森林ゾーン (文化機能)	(複)
都市近郊林ゾーン (快適環境形成)	(広)
○○川溪畔林	(帯)
○○の保護森林	(禁)

【施業の方法】

- (複) 複層林施業
皆伐を回避する複層林施業を実施
- (長) 長伐期施業
標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢において主伐を実施
- (広) 特定広葉樹の育成を行う森林施業
風致の優れた森林の維持又は造成に必要な特定広葉樹の行う施業
- (帯) 帯状に残存
主な水流から20mの幅を残すよう市町村森林整備計画に規定
- (木) 積極的な木材生産を目指した施業
積極的に路網整備を行うとともに基本的なルールに従った施業
- (禁) 禁伐
局所的に保護すべき森林として、伐採を行わない施業



2. 地域主導の森林の区分制度の創設

i. 新たなゾーニングの考え方について

国

○ 森林が有する機能を示し、それぞれの機能毎の望ましい森林の姿と必要な施業方法について例示。

- ・ 水源かん養機能
- ・ 山地災害防止機能/土壌保全機能
- ・ 快適環境形成機能
- ・ 保健・レクリエーション機能
- ・ 文化機能
- ・ 物質生産機能
- ・ 希少野生動植物の生息・生育地の保全等

○ 森林経営計画(仮称)の認定基準として、省令に全ての森林に共通の施業基準を示すとともに、これに上乗せするものとして、複層林施業や特定広葉樹育成施業など複数の施業基準を示し、森林の区分毎にそれらを選択できるようにする。

市町村

○ 国の例示を参考に、地域の意見を反映しつつ、主体的にゾーニングを行う。

○ 森林経営計画の認定基準となる施業の方法については、国が定める全ての森林に共通する施業基準を土台とし、国が示す複数の上乗せ基準を参考として、ゾーニングされた区域毎に市町村森林整備計画に規定する。

この際、国が示す上乗せ基準より、厳しい、又は緩やかな基準を認定基準とすることを可能とする。

なお、国が示す上乗せ基準と等しいか、さらに厳しい基準を認定基準とした際には、当該森林を公益的機能別施業森林とみなすこととし、政策的措置の対象とする。

ii. 国が例示する森林の機能の考え方

森林が発揮する機能

日本学術会議の答申によると、森林が発揮する多面的機能は総合的に発揮されるものであるが、個々の機能に分類すると、

- ・生物多様性保全機能
- ・水源かん養機能
- ・快適環境形成機能
- ・文化機能
- ・地球環境保全機能
- ・山地災害防止機能 / 土壌保全機能
- ・保健・レクリエーション機能
- ・物質生産機能

の8つの機能に分類できるものとされている。

例示の対象となる機能

森林が発揮する8つの機能のうち、光合成による二酸化炭素の固定や蒸散作用による水循環によって地球規模で発揮される「地球環境保全機能」や、様々な植生・遷移段階の森林がバランス良く配置されることによって発揮される「生物多様性保全機能」については、その機能を増進するための施業の提示が難しいため、例示の対象とはしない。

また、希少野生動植物や河畔林における陸生・水生動植物の生息・生育地保全など、個別の地点における属地的な機能等について例示を検討する。

なお、例示の対象とする機能については、本来、森林の機能は重複して発揮されるものであることから、相反する施業を行う機能以外は、複数の機能を期待する区域としてゾーニングを行うことができるものとする。

3. 地域の関係者の協議・合意形成を図る仕組み

- ・市町村森林整備計画については、地域の森林のマースタープランとして位置づけ。
- ・地域の森林・林業関係者(森林所有者・森林組合・事業体等)、NPO、行政等の意見を幅広く取り入れた上で、合意形成を図っていくことが重要。
- ・このため、市町村森林整備計画の策定に当たり、有識者への意見聴取を法律上義務づけることを検討。この際には、地域の実情を踏まえた様々な形態での意見聴取を可能とする。

現 行

・公告・縦覧(森林法第10条の5第5項)

・協議会の開催等

(長官通達:「市町村森林整備計画制度等の運用について」)

見直し案

・公告・縦覧(森林法第10条の5第5項)

・有識者の意見聴取の義務づけを検討

①有識者:地域の森林・林業に知見を有する者、
フォレスター等

参考: 現行の運用通達に基づく協議会の構成員
森林組合その他林業・木材産業関係団体の代表者、
林業普及指導員、森林管理署長、学識経験を有する者等

②聴取方法

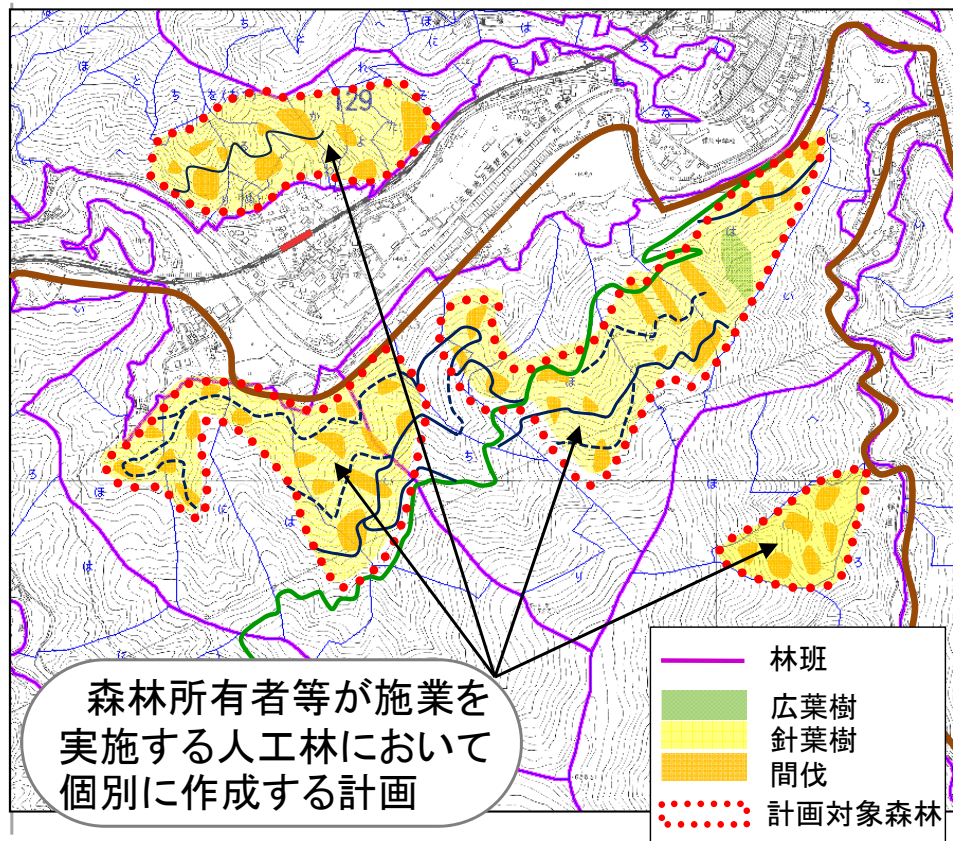
- ・協議会等
- ・フォレスターの関与

VII. 森林経営計画(仮称)関係

1. 森林経営計画(仮称)について

改正の内容: 地形界で区分された林班又は連たんする複数林班(小流域)ごとに面的管理が実施されることで、森林の多面的機能が十全に発揮される

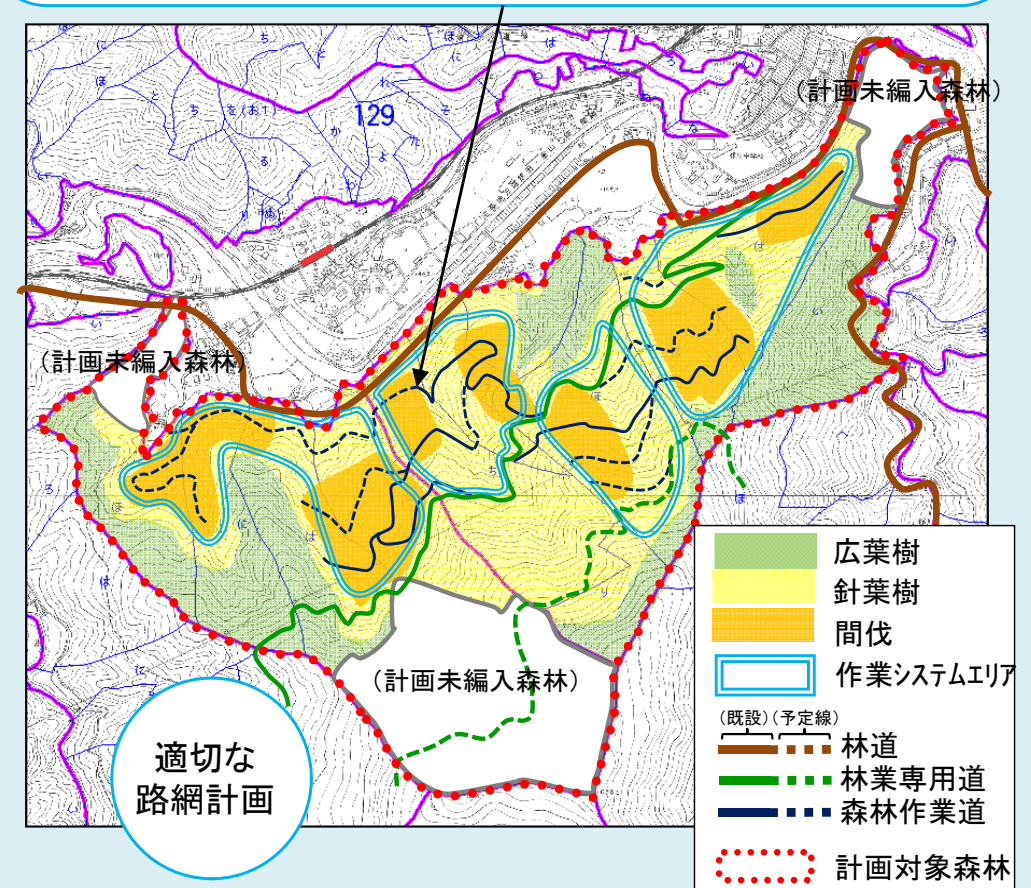
森林施業計画



※現行の計画を図面化した場合(図面の添付は必須の要件でない)

森林経営計画(仮称)

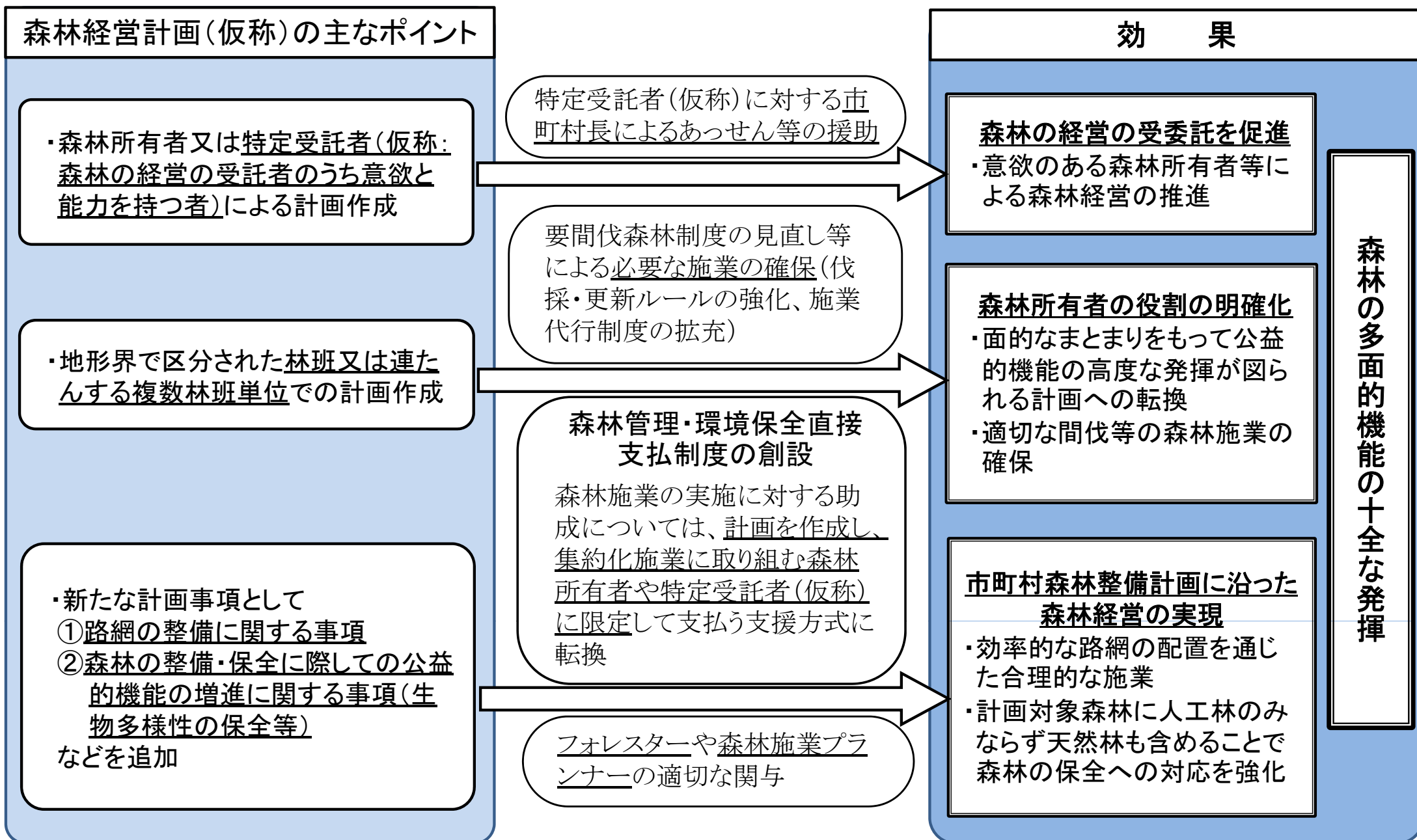
森林所有者又は**特定受託者(仮称)**が作成する、人工林のみならず天然林などを含めた面的管理のための計画



★**特定受託者(仮称)**とは・・・
意欲と能力があり森林経営の受託を通じて森林所有者の森林をとりまとめて管理する者

地形界で区分された林班又は連たんする複数林班(小流域)ごとの持続的な森林経営を実現

i. 森林経営計画(仮称)の主なポイントとその効果



ii. 森林経営計画(仮称)の運用について

【森林施業計画の問題点】

- 間伐の実施に併せて変更が可能
- 計画変更を前提としており、当初の計画どおりの施業の確保が図りがたい

計画変更を
助長



- 年度別の計画量と箇所が定まっていたために、年度別計画と異なる順序で施業を行う場合も計画変更の対象となるなど硬直的

【森林経営計画(仮称)における運用改善の方向性】

○ 計画の記載

市町村が計画の実施状況を踏まえて適切な措置を講じられるよう、少なくとも年度別の計画量は定めつつ施業箇所ごとの実施年度は定めないことにより、5年間の計画の中で施業の実施の順序の入替えを可能とすることを検討

注：年度別の計画を定めない場合、実績の確認は作成した計画の最終年度の事業完了後にならざるを得ず、計画的な施業の確保が困難となることに留意

○ 計画実行の担保

計画を確保できるよう措置しつつ、例えば、自主的変更の要件の厳格化も検討

- ・ 災害その他やむを得ない理由による場合を除き、計画を遵守しなければならない旨の規定を置く
- ・ 計画対象森林の立木の伐採、造林等をした場合に届出義務(事後)を課す

なお、間伐面積、造林面積及び植栽本数、伐採材積といった計画量の上下20%の範囲内で実行された場合、認定取消の対象としない

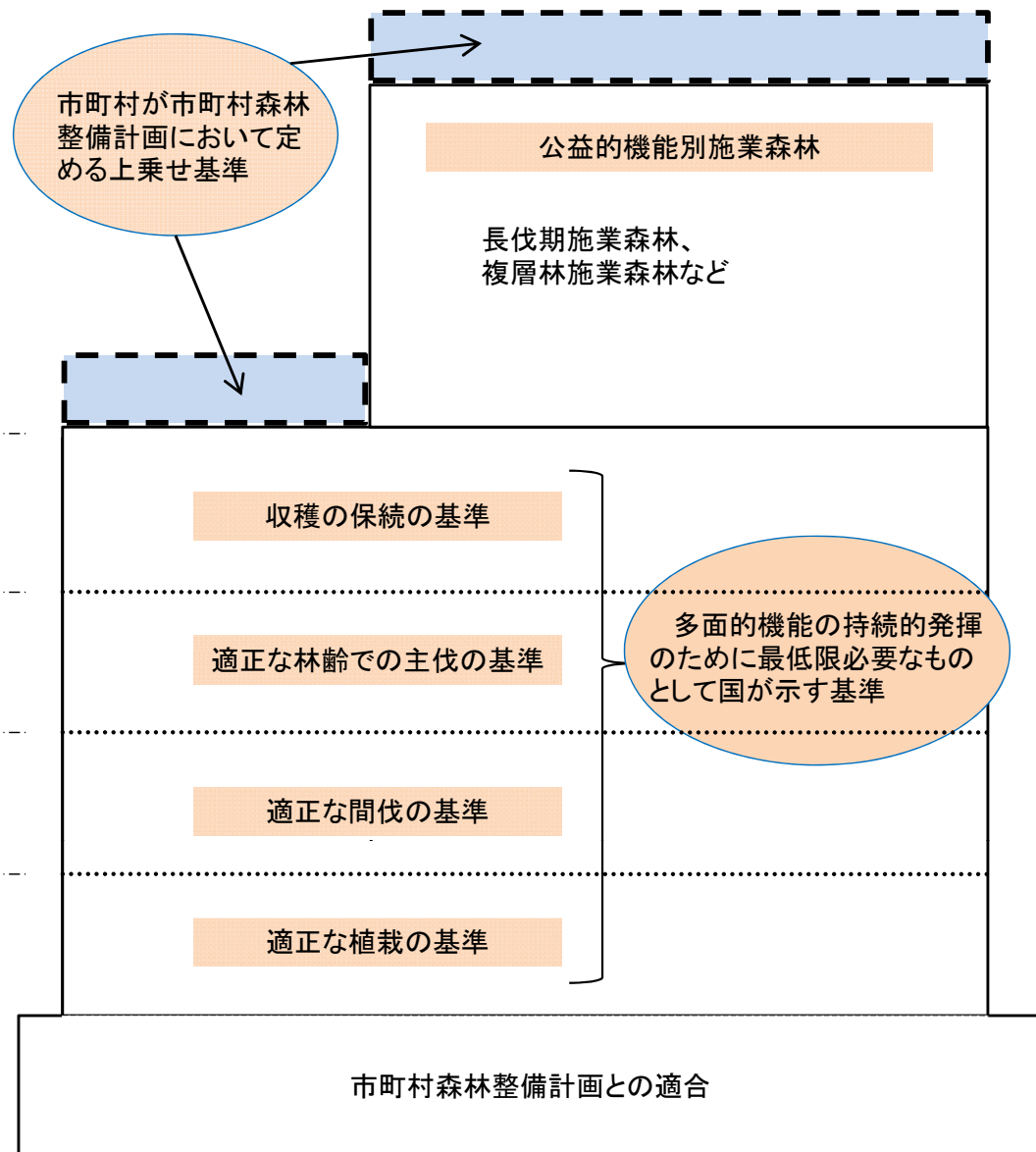
iii. 森林経営計画(仮称)の実施に関する基準の構造について

○森林施業計画【現行】

公益的機能別施業森林		
	【水土】	【共生】
		②要転換森林の計画的 転換
	⑧複層林施業森林にお ける適正な上層木の伐採	⑦特に帯状に残存すべ き森林の適正な伐採
【資源循環】	⑥適正な伐採立木材積	⑧適正な伐採立木材積
④収穫の保続	⑦複層林施業森林にお ける適正な伐採立木材積	⑨特定広葉樹の伐採の 抑制
③適正な林齢での主伐	④適正な林齢での主伐 ⑤適正な伐採方法	⑤適正な林齢での主伐 ⑥適正な伐採方法
②適正な間伐	②適正な間伐 ③長伐期施業森林にお ける適正な間伐	④適正な間伐
①適正な植栽	①適正な植栽	①適正な植栽 ③広葉樹人工林及び 天然林の維持

市町村森林整備計画との適合
(例) 要間伐森林の取扱い

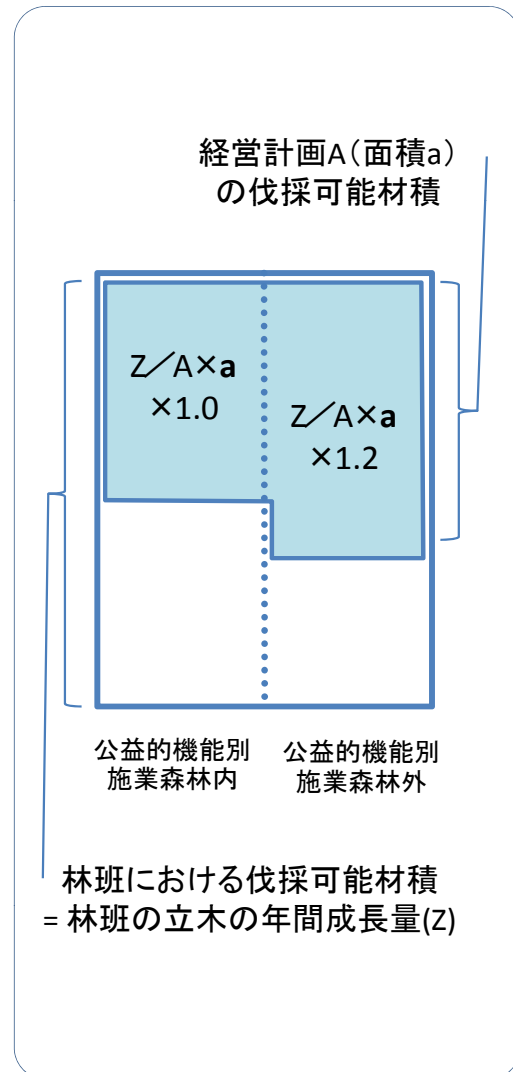
○森林経営計画(仮称)



iv. 新たな収穫の保続の考え方

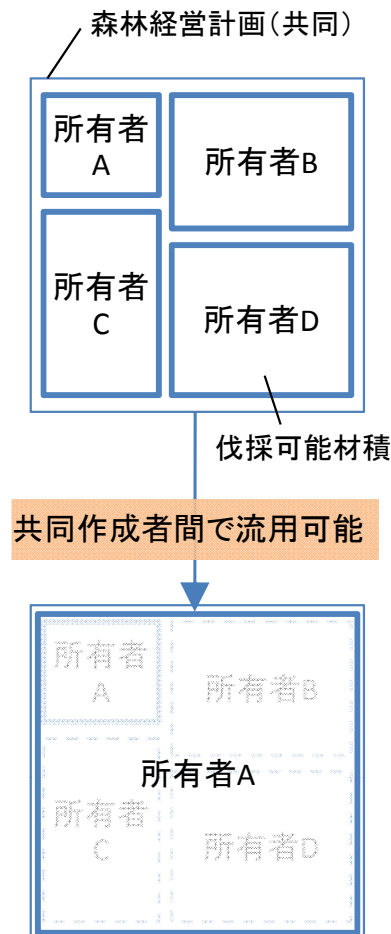
- 各林班における伐採年度ごとの計画対象森林にかかる伐採(間伐を除く)可能材積は次式により算定(公益的機能別施業森林の内外ごとに算定) $Z / A \times a (\times r)$
(Z: 当該林班の立木の年間成長量、A: 林班面積、a: 当該林班内の計画対象森林面積、(r: 例えば、公益的機能別施業森林外の場合は1.2、内の場合は1.0))
- 伐採可能材積は、同一林班内の計画対象森林において、共同作成者間、年度間の流用を認める
- 伐採可能材積は、市町村長への申請により、当該林班以外の計画対象森林(同一の市町村森林整備計画の対象に限る)との流用を認める(ただし、年度間の流用は認めない)

伐採年度ごとの伐採可能材積

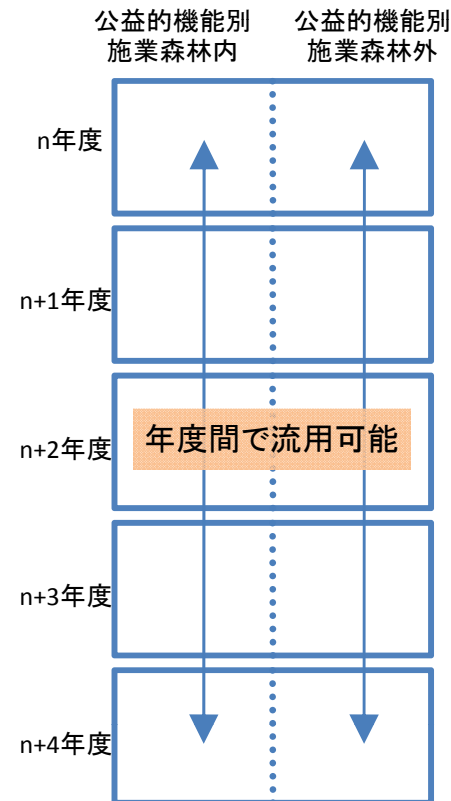


伐採量の調整ルール

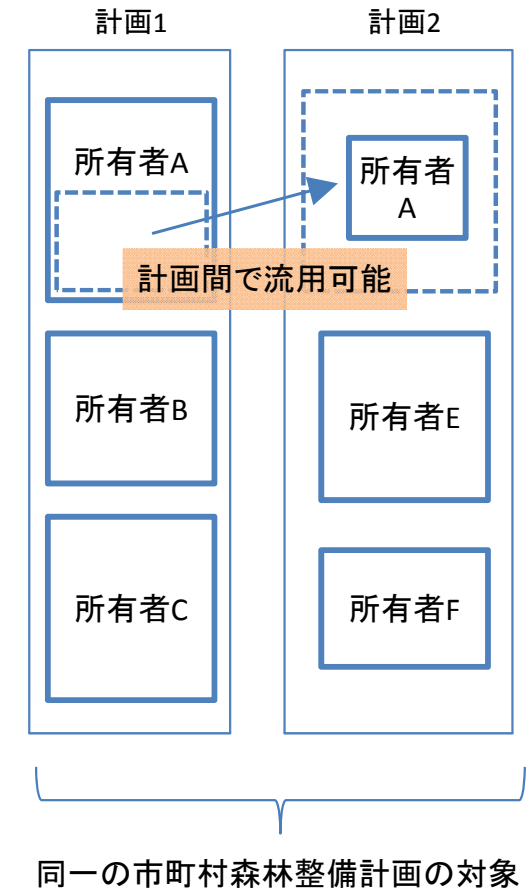
【共同作成者間の流用】



【年度間の流用】



【計画間の流用】 (所有森林どうしに限る)

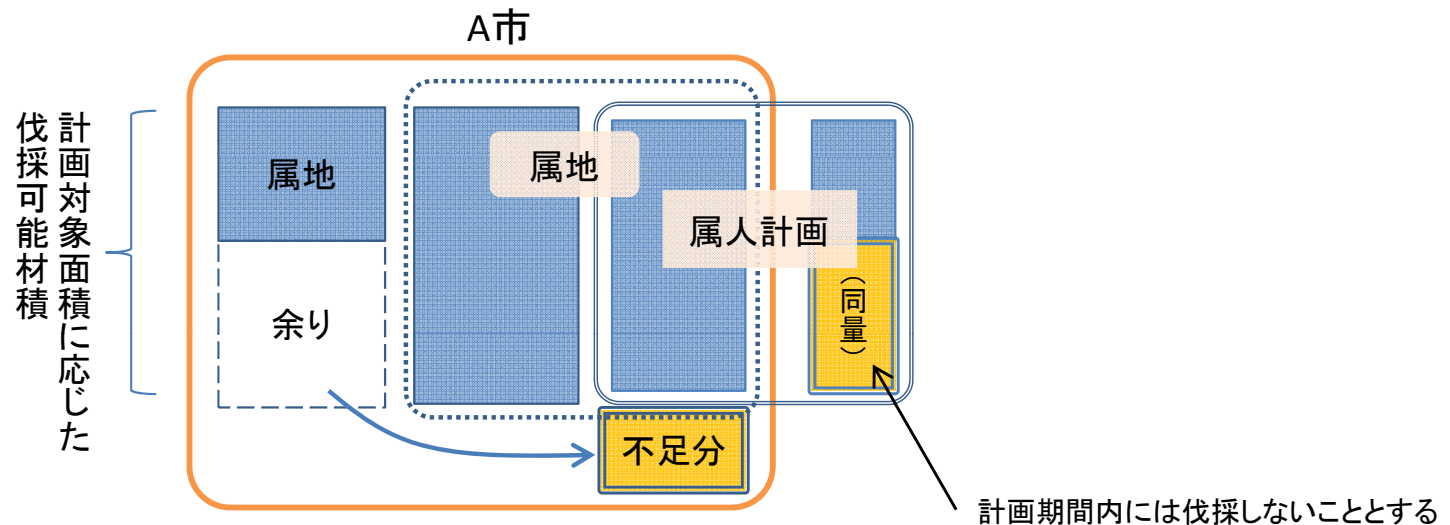


v. 新たな収穫の保続の考え方(知事特認)

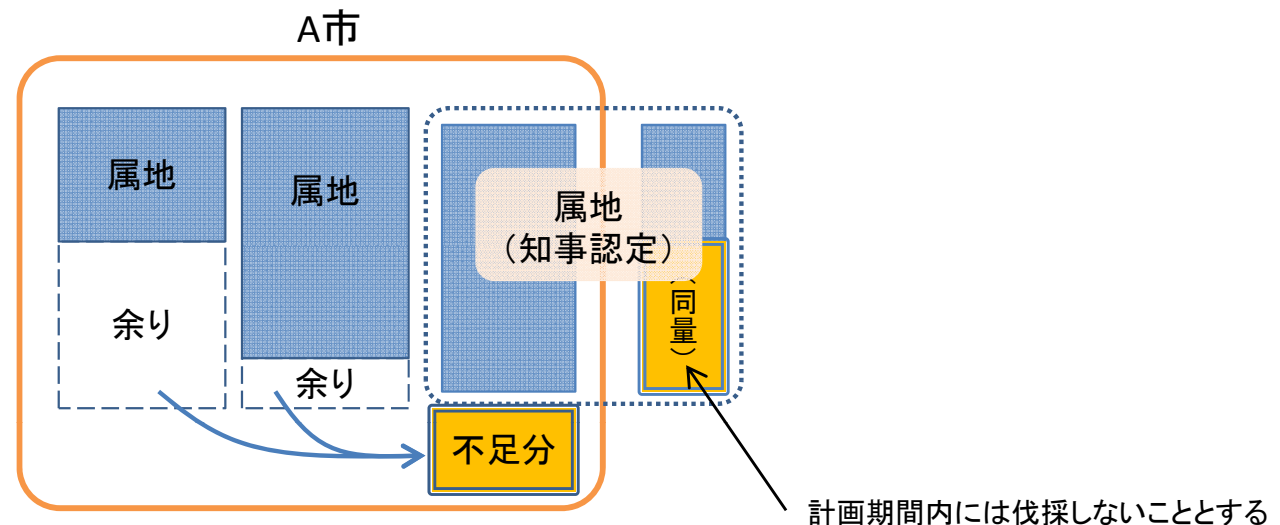
森林経営計画(仮称)のうち複数市町村にまたがるもの(知事認定)において、ある市町村区域の森林を伐採しようとして、当該区域の伐採可能材積だけでは不足するときは、知事が市町村長に確認した上で、特別に認めて、当該市町村内の余分の伐採可能材積をもって不足分を補うことができるものとする。

この際、当該計画の対象森林において、当該材積に相当する森林を、その計画期間内には伐採しないことを条件とする。

知事が特に認める場合
(属人計画)



知事が特に認める場合
(属地計画)



2. 林業事業体への森林情報の提供について

1. 森林簿等の提供状況

- 都道府県の森林簿等の情報については、森林所有者名や地番といった個人情報が含まれるため、その扱いは各都道府県の個人情報保護条例に規定されており、原則非公開。
- ただし、都道府県条例による運用により扱いが異なり、現状は別紙のとおり。
- 林業事業体等まで情報が提供されるには、「個人情報取扱事務登録簿」に森林簿等の利用目的等を規定する必要。

2. 森林簿等の情報開示について

- 『新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策』の【日本を元気にする規制改革100】において、森林・林業再生にむけ、施業の集約化を促進するため、森林簿・森林計画図の事業者への情報公開について閣議決定(平成22年9月10日)。
- 『円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策』5. 規制・制度改革の具体的な措置【日本を元気にする規制改革100】等の充実・強化において、事項の一部について実施を前倒しすることを以下のとおり閣議決定(平成22年10月8日)。

別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
6	施業集約化の推進(森林簿・森林計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業者に対して森林の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年中に都道府県に助言を行う。	平成22年中措置	農林水産省

3. 具体的対応策

(1) 都道府県からの森林情報の提供の推進

森林法に、特定受託者(仮称)を位置づけることをきっかけとして、森林経営計画(仮称)を作成する者に森林簿等情報が提供されるよう、都道府県が個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務登録簿を改正する取組を促進。

- ① 通知を改正し、森林簿等情報の提供先として特定受託者(仮称)を明記するとともに、森林簿等情報を既に提供している都道府県の取組をブロック会議等で紹介することにより都道府県を指導。(通知等)
- ② なお、森林簿等情報の提供先として特定受託者(仮称)を明記できない場合においては、個人情報を除いた情報の特定受託者(仮称)への提供に努めるよう通知等で指導。(通知等)

(2) 市町村から必要な情報を得られる仕組みの検討

- ① 市町村長が、森林経営計画(仮称)を責任をもって作成しうる者に対して、施業の受委託を促進するために必要な情報の提供、助言又は斡旋その他の援助を行うよう措置することで、市町村レベルでの情報提供を促進。(法)
- ② このため、森林簿等情報を都道府県と市町村が共有した上で、都道府県・市町村の双方で必要な条例・規則の手当を行い、市町村から特定受託者(仮称)への提供ルートが開かれるよう、上記(1)①と併せて都道府県及び市町村を指導。(通知等)

さらに、提供された情報等をもとに、森林組合と同様に林業事業体が森林経営計画(仮称)を作成し得るよう森林情報の収集方法や計画の作成方法に関する研修により促進。

○ 集約化施業を担う特定受託者(仮称)が、計画を作成する各段階において、公平な形で必要な森林情報を得られるようになり、都道府県の保有する森林簿などの情報をもとに、新たな森林経営計画(仮称)が作成され、施業の集約化が図られる。

○ 森林簿の提供状況

都道府県からの森林簿情報の提供状況(平成22年7月時点)

(都道府県数)

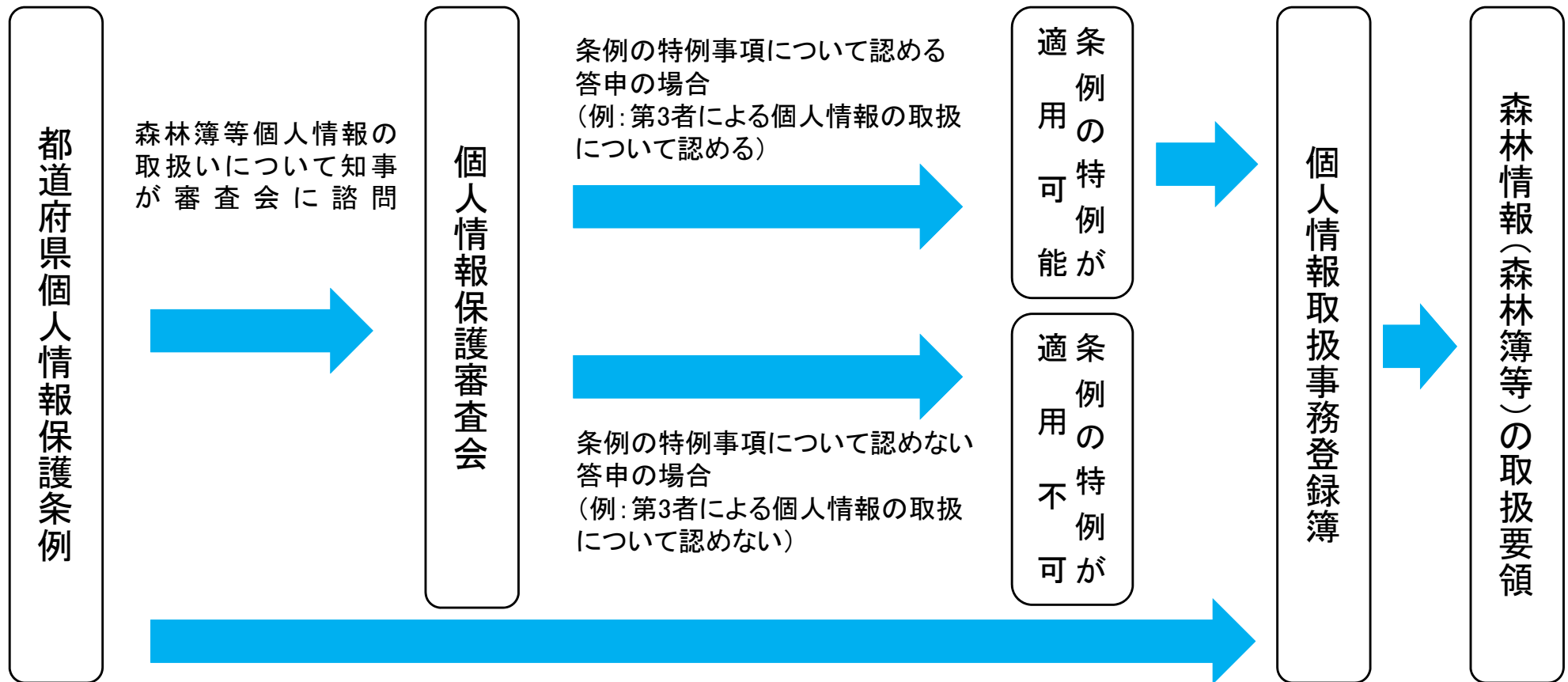
提供先	H18. 7	H20. 10	H21. 9	H22. 7
市町村まで	45	45	45	45
森林組合まで	41	42	42	42
<u>林業事業体等まで</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>20</u>	<u>23</u>
提供していない	2	2	2	2

現在、林業事業体までの提供を検討中の都道府県数:4

注1: 林業事業体等については、森林所有者との長期施業受委託契約の締結や、労確法の認定事業主であることを要件にしている場合がある。

注2: 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、都道府県における個人情報保護条例に規定されている。

森林情報等の個人情報の提供フロー図



【個人情報保護条例】 実施機関(行政・個人等)が保有する個人情報の取扱いについて、情報の収集、開示、利用制限等の運用に関する事項を記載。

【個人情報保護審査会】 有識者等によって構成される審査会を開催し、個人情報の取扱いについて審査会の意見を聴取(答申)。

【個人情報取扱事務登録簿】 個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱う事務、目的、対象者、記録項目等を記載。

【森林簿等の取扱要領】 利用条件(森林所有者の同意、誓約書の提出等)・利用対象者・利用目的等について記載。

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林関連情報の整備等について

森林関連情報の整備等については、これまでも森林施業計画関係諸通知等により、適切に進めていただくようお願いしているところであるが、森林の整備・保全の推進、森林施業の集約化、さらには地球温暖化防止に資する観点から、地域森林計画の策定に際して作成する森林簿や森林計画図などの森林関連情報の整備及びこれらの情報の森林組合等の林業事業体（以下「林業事業体等」という。）への提供について、従来以上に積極的かつ適切に推進していく必要がある。

一方、個人情報を含む森林関連情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）や地方自治体の個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）などを踏まえた適切な対応が求められている。

このようなことから、下記事項に留意の上、森林関連情報の整備及び提供に取り組まれるようお願いする。

記

1 森林関連情報の整備について

- (1) 「森林施業計画制度運営要領について（昭和43年8月16日付け43林野計第302号林野庁長官通知。以下「運営要領」という。）」1の1の（7）の趣旨を踏まえ、市町村と密接な連携、協力の下、森林整備事業等の実施により得られた情報を森林簿、森林計画図に適切に反映するよう努めること。

- (2) 森林関連情報の整備が森林計画制度に基づく適切な森林整備等に必要不可欠であることから、市町村等の有する土地関係情報等の提供について、市町村等の理解を得て、円滑に利用できるよう努めること。

2 森林関連情報の提供について

個人情報等を本人以外の第三者に提供する場合、本人の同意がある場合などを除き、原則として都道府県の条例により規定される個人情報の利用目的に合致していることが要件とされているものと考えられる。

このため、

- (1) 運営要領1の1の（7）を踏まえ、条例に基づく個人情報取扱事務登録簿等に森林簿、森林計画図の利用目的として森林施業計画の作成等について規定し、林業事業体等への情報提供が可能となるよう努めること。
- (2) 個人情報を含む森林関連情報を本人以外の第三者に提供する場合、「個人情報の適正な取扱を確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成16年11月9日付け農林水産省告示第2013号）」を踏まえ、個人情報の保護・管理等に係る手続を条例に基づき規則等に規定するなど、適切に処理するよう努めること。

VIII. 森林計画におけるレビューについて

1. 基本的考え方

現在の森林計画制度では、前計画の計画と実行の乖離について評価・分析し、新計画に反映させていく取組が不十分
→適切なレビューが可能となるよう以下の見直しを実施

2. 対応方向

(1) レビューのタイミング

5年ごとに実施(計画策定時)

(2) 中間年の計画量等

5年間の計画量が記載されていないため、計画と実行の比較など実施状況が把握困難。

5年間の計画量を記載

(3) 地域森林計画の「前期計画の実行状況」

数量については概ね記載されているものの、「計画と実行結果についての検討」が記載されていない計画が多数。

記載事例を示すなど「計画と実行結果についての検討」の記載等を促進。

(4) 地域森林計画の実行結果を国の計画に反映させる取組

地域森林計画の「前期計画の実行状況」が国の計画に十分には反映されていない。

地域計画の実行結果を集計するとともに、国の計画策定に反映。

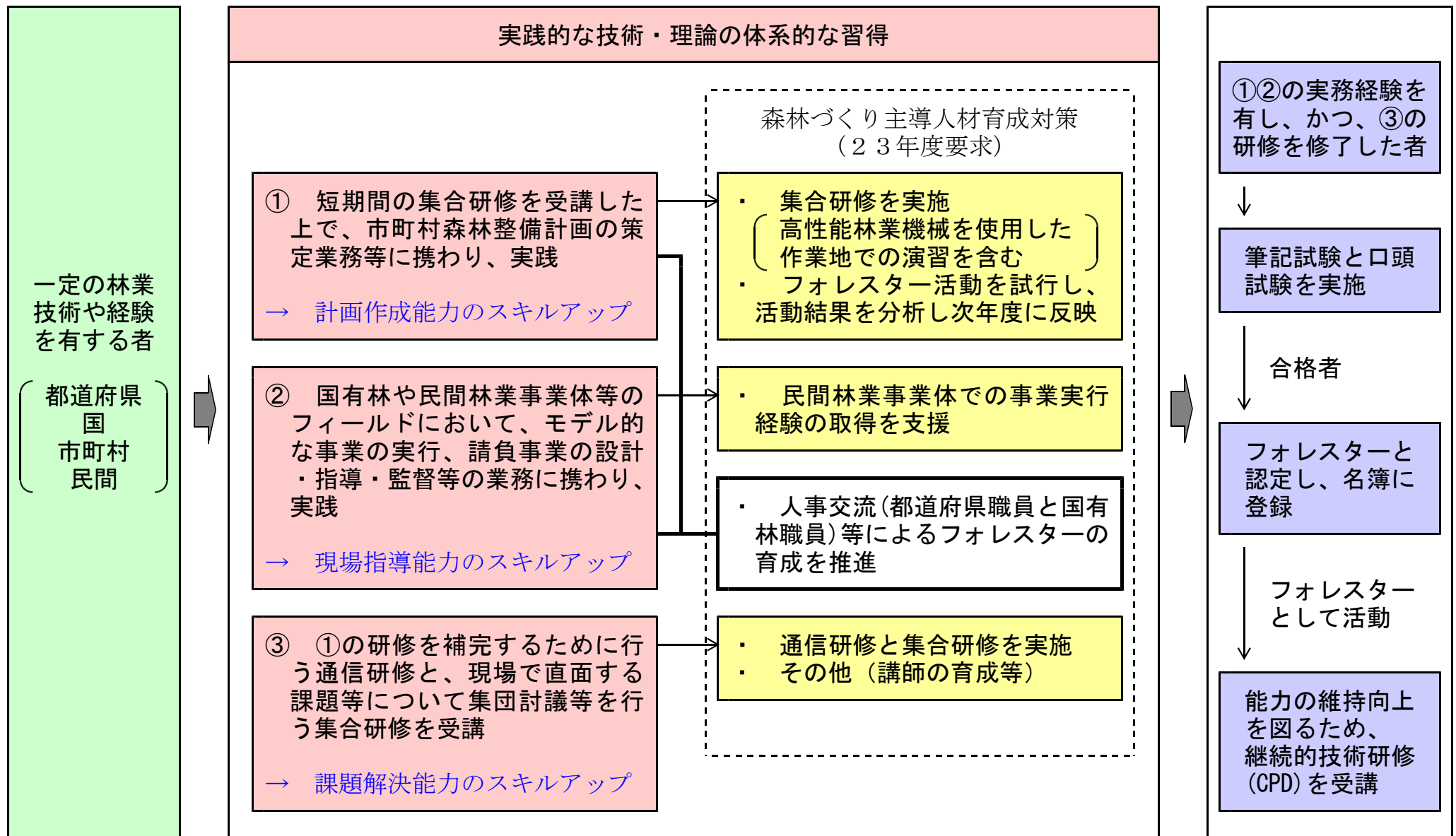
(5) 市町村には林政審議会・都道府県森林審議会等に相当する仕組みが存在しない。

市町村森林整備計画の策定にあたり、有識者の意見聴取の義務づけを検討
(市町村森林委員会等の組織の設置は義務づけない)

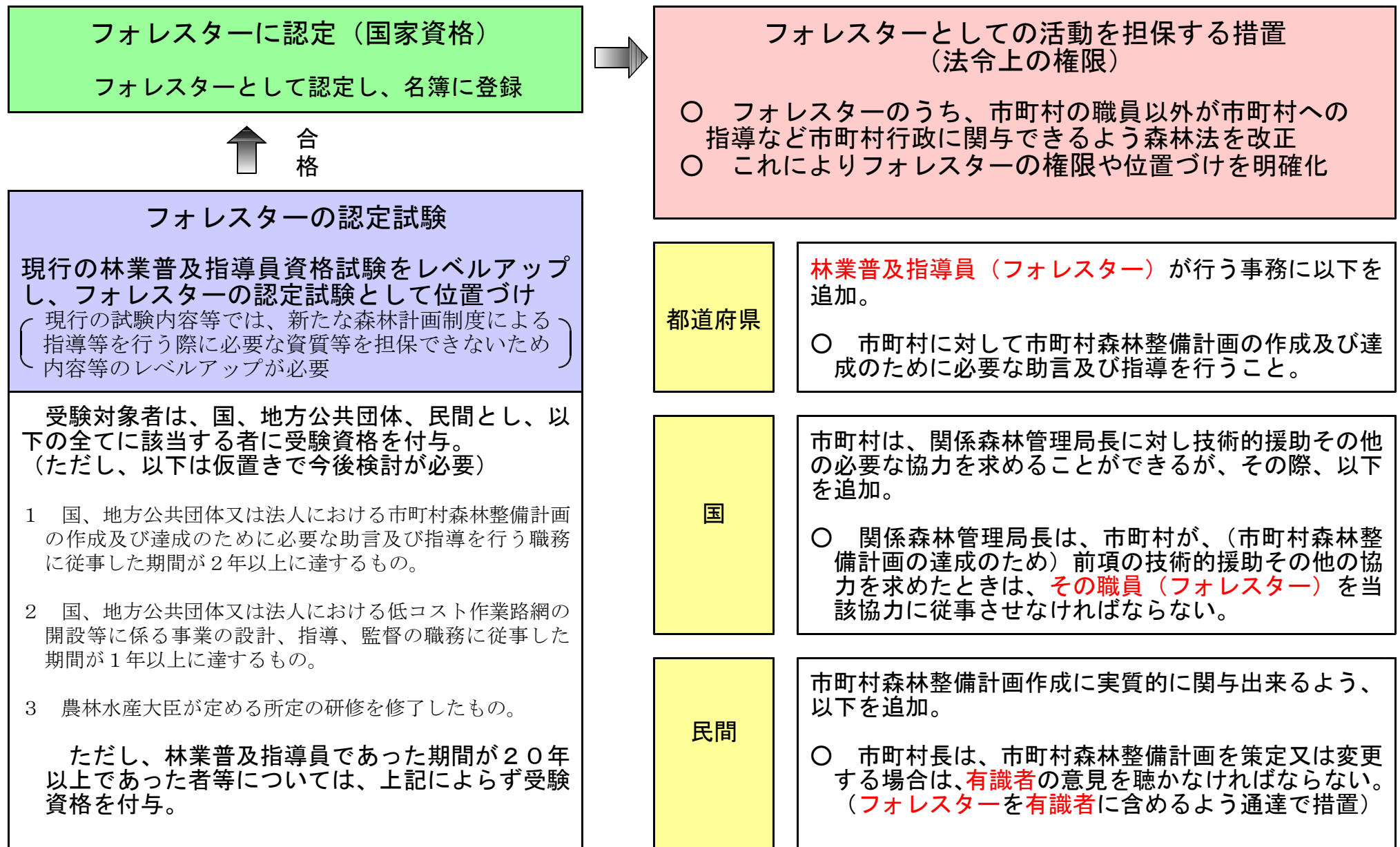
Ⅸ. フォレスター制度について（１. 基本的な考え方と具体的な業務内容）

基本的な考え方	○ 森林・林業再生プランのポイントは、戦後造成し現在充実しつつある森林資源を有効に活用するとともに、無秩序な伐採の抑制や適切な更新を確保し、持続可能な森林経営を実現していくための新たな森林計画制度を実行あるものとする。 ○ そのためには、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画（仮称）の認定・実行監理等森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する新たな人材として、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有するフォレスターの育成と活用が不可欠。	
フォレスターの人物像	フォレスターとは、森林の取扱い等の計画作成や路網作設等の事業実行に直接携わり、指導等を行うなどの実務経験を基礎とし、長期的視点に立ち、目標をもって森づくりを計画し、的確に指導できる技術者。	
フォレスターが行う具体的な業務内容(例示)	市町村森林整備計画に関連する業務	○ 計画策定に向け、市町村職員と共に、森林の現況や地域の要請等を把握。 ○ 計画策定段階では、集約化する区域を想定し、林業専用道の位置やこういった作業システムが望ましいか、また、生物多様性の保全に向けこういった措置が必要かについて、市町村職員に対して指導。 ○ 計画実行段階では、現地での伐採や造林が、伐採届のとおり実施されておらず問題がある場合は、市町村職員とともに森林所有者等に対して具体的に現地で指導。
	森林経営計画(仮称)に関連する業務	○ 計画認定の際、市町村森林整備計画に適合しているかチェックし、必要な場合、市町村職員とともに森林施業プランナー等を指導。 ○ 計画実行段階では、区域内の事業実行箇所を踏査し、計画どおり事業が実施されておらず問題がある場合は、市町村職員とともに計画作成者等に対して具体的に現地で指導。

フォレスター制度について（２．フォレスターの育成方策）

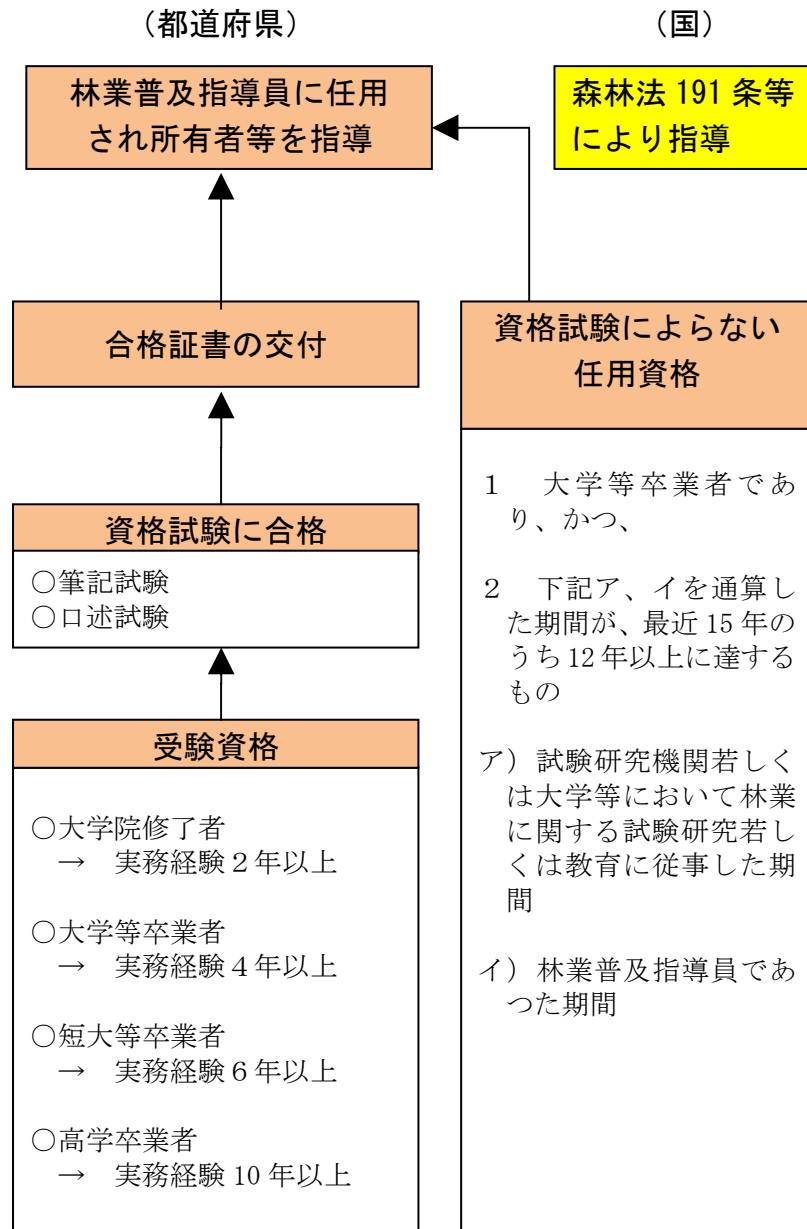


フォレスター制度について（3. 資格と法令上の権限）

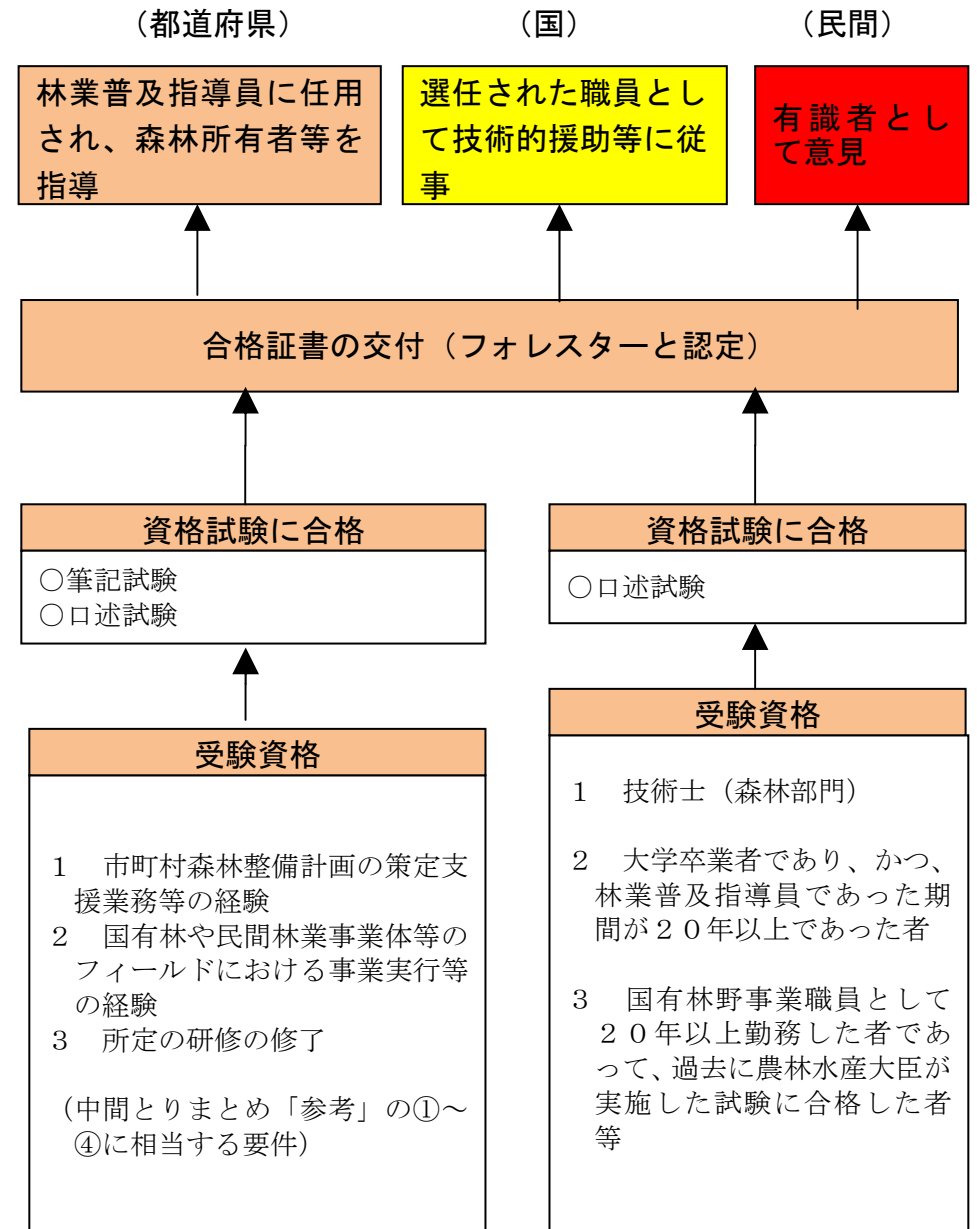


4. 林業普及指導員資格試験の現行と改正案の対比図

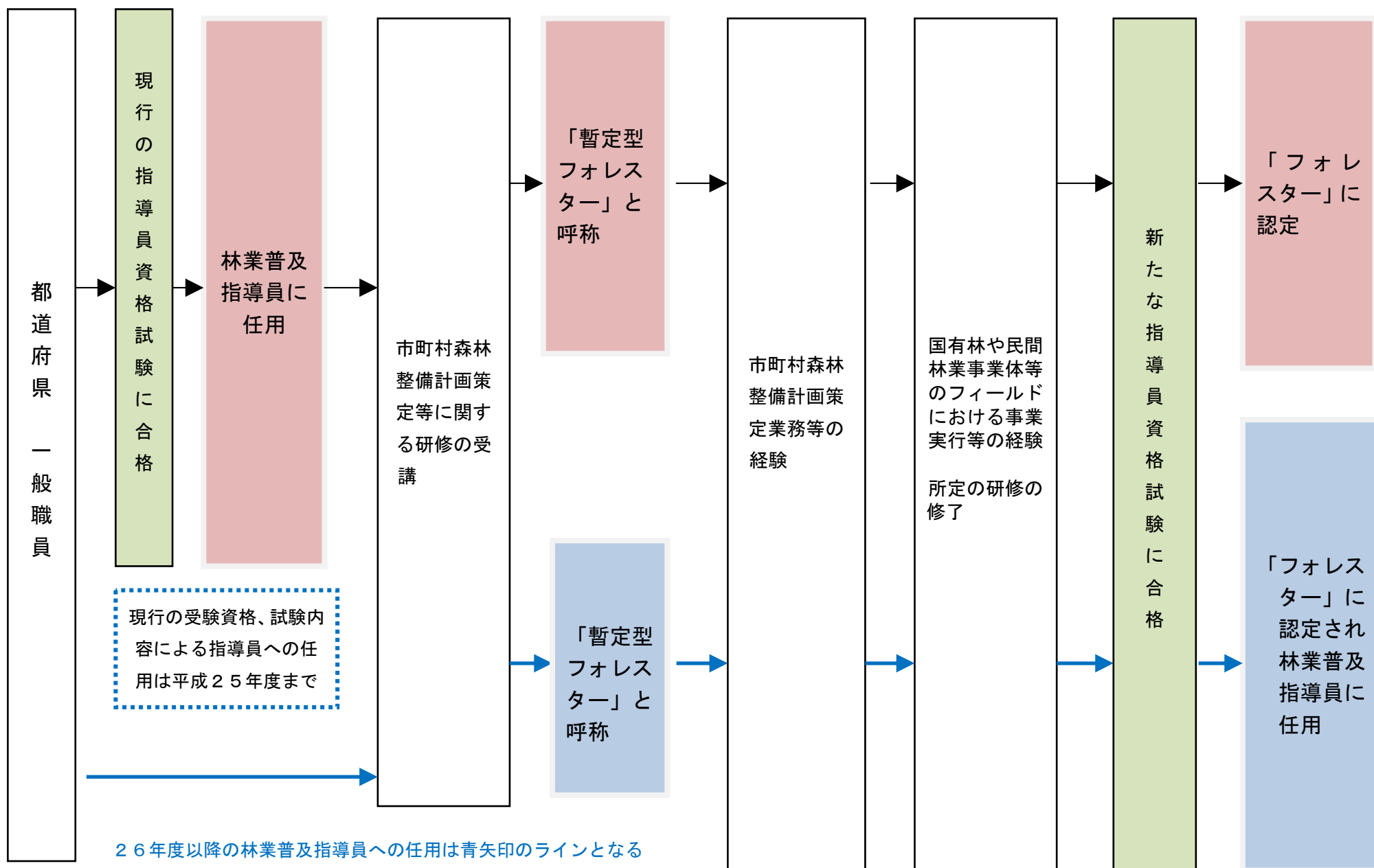
【現行】



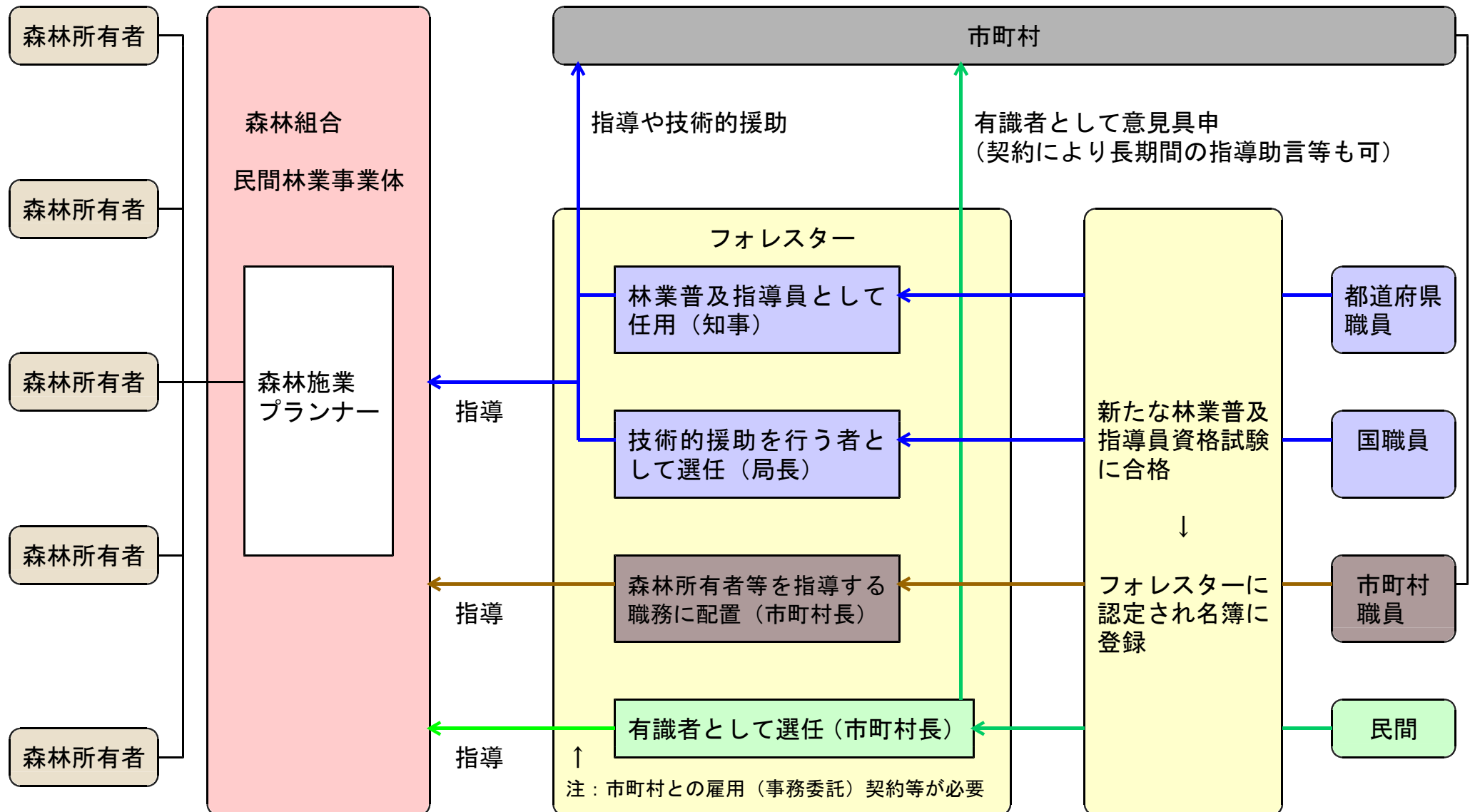
【改正案】



5. 林業普及指導員とフォレスターとの関係

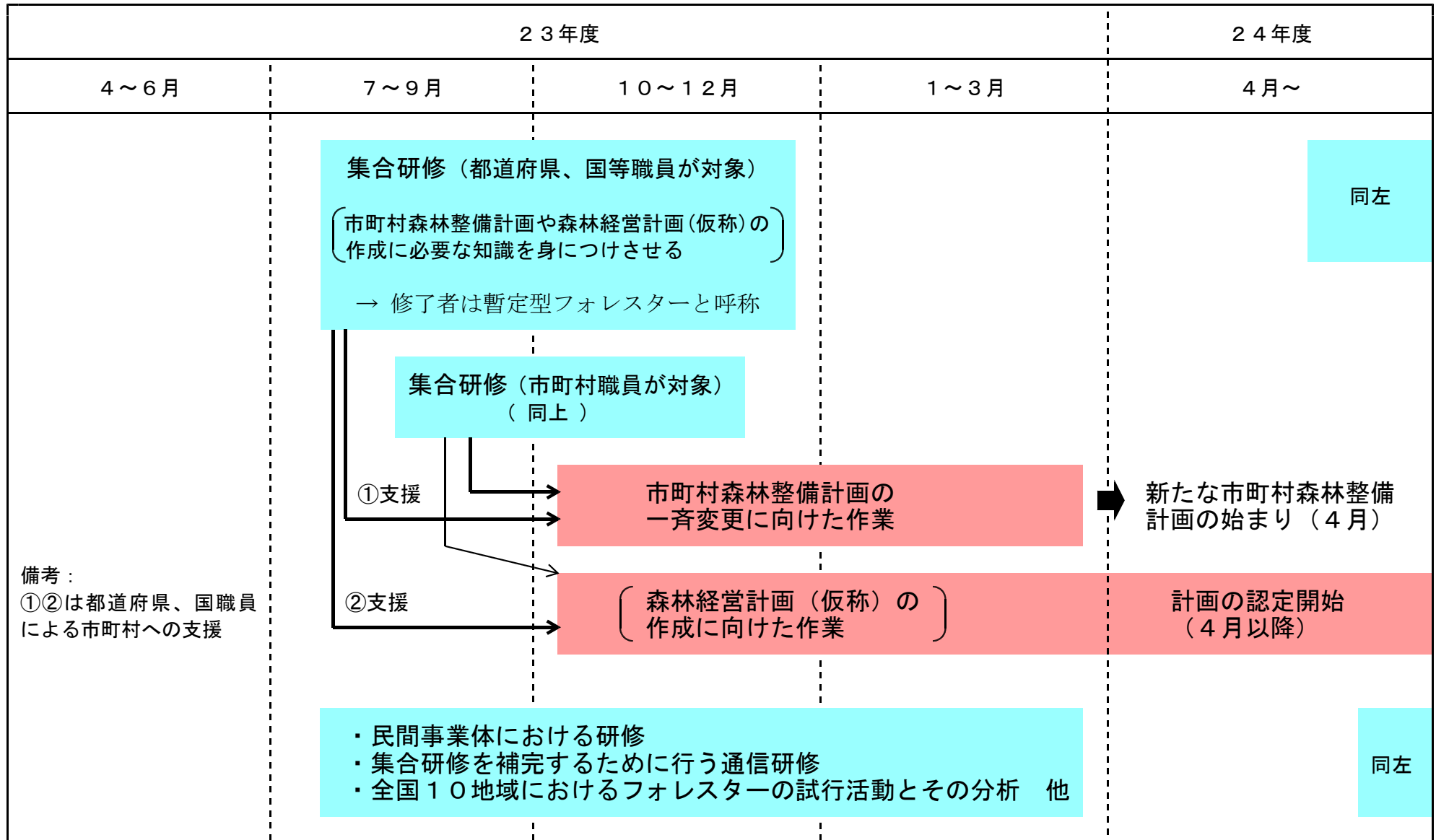


フォレスター制度について（6. 模式図）



7. フォレスターの育成方策とその活動内容

平成23年度予算要求（森林づくり主導人材育成対策（779百万円））の執行と計画作成業務との関連



(参考)

森林法（抄）

(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

(協力の要請)

第十条の十二 市町村は、市町村森林整備計画の達成のため必要があるときは、関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

(林業普及指導員)

第百八十七条 都道府県に林業普及指導員を置き、その都道府県の職員をもつて充てる。

2 林業普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

一 試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究を行うこと。

二 森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者に接して林業に関する技術及び知識を普及すること。

三 森林の施業に関する指導を行うこと。

3 農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う林業普及指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、林業普及指導員に任用されることができない。

(農林水産大臣等の援助)

第百九十一条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林施業計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

2 市町村は、市町村森林整備計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(国庫の補助)

第百九十五条 国は、都道府県に対し、次に掲げる事業（次項において「林業普及指導事業」という。）について、交付金を交付する。

一 林業普及指導員を置くこと。

二 林業普及指導員が第百八十七条第二項に規定する事務を行うこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において林業普及指導事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。